平成２２年（フ）第４１７号
仙台市宮城野区岩切２丁目12番２―102号
債務者　齋藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
宮城県宮城郡利府町菅谷字榎82番地
債務者　堀越　雅博
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
宮城県宮城郡利府町菅谷字榎82番地
債務者　堀越　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
宮城県多賀城市下馬４丁目３番１号丹野コーポ201号
債務者　山木　宏悦
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１１号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番311号
債務者　笹木真由美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
仙台市太白区八木山東１丁目７番12号
債務者　石松　敬志
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
仙台市太白区八木山東１丁目７番12号
債務者　石松　智子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
仙台市泉区南光台１丁目16番14号　ジュネス南光台202
債務者　佐々木桂子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
仙台市青葉区木町通２丁目５番43号　コーポなかじま105
債務者　須藤　　透
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４５号
宮城県塩竈市花立町20番５号
債務者　及川　　栄
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９００号
仙台市若林区大和町４丁目11番２号　村田アパート３、従前の住所仙台市若林区遠見塚１丁目16番18号
債務者　齋藤てい子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
宮城県加美郡色麻町大字下本町１番地１
債務者　吉田　洋樹
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
宮城県遠田郡美里町二郷字佐野六号141番地町営二郷第一住宅７－３
債務者　土生　安博
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
宮城県大崎市古川塚目字金皿232番地１
債務者　北川　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
宮城県大崎市古川福浦１丁目１番８号　福浦アパートＣ棟101号
債務者　阿部　美行
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
秋田県能代市字寿域長根41番地３　Ｓ５棟104号
債務者　成田　昭子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１０１号
山形県山形市西田５丁目15番20―101号　ハイツラピュータ、申立時の住所千葉県山武郡大網白里町駒込1197番地１　エレガンスイン201号
債務者　西條　雄高
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係